

## 内 容

1. 多様な勤務体制
  - 1) 正職員短時間制度
  - 2) パートは1時間から可能
  - 3) 夜勤免除制度
2. 子育て支援
  - 1) 育児支援環境
  - 2) 育児休業制度
  - 3) 育児支援制度
3. 専門職としての業務整理
4. キャリア継続の活用と支援

## 1. 多様な勤務体制

### 1) 短時間正職員(6時間)制度について

【目的】 育児・介護・体調不良などの職員に、家庭での役割を果たしながら仕事も続けたいという人を支援する

- 【手続方法】
1. 希望する時は、所属長に相談の上決定
  2. 所属長が承認後「短時間勤務申出書」を記入  
副院長・看護部長室へ提出
  3. 短時間勤務申出は、4月・10月(この限りではない)

【労働時間】

労働時間は午前6時から午後10時までの間で本人の希望する時間帯  
上記以外で勤務を希望する場合はこの限りではない

- 【賃 金】
1. 給与は基本給の75%を支給
  2. 賞与はその期間に応じて計算し支給
  3. 定期昇給及び退職金は、  
本制度の適応を受ける期間も職員として対応